

労働・助成金情報 特急便

第13号 (2012年4月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

社会保険は、それぞれの要件を満たす場合、強制加入になっており、「パートタイマーとかアルバイトだから加入しなくてもよい」ということはありません。また、まもなく労働保険の年度更新が始まります。この機会に、もう一度各保険の加入対象者について確認しましょう。

✚ 労災保険

業務災害、通勤災害に関しては、農林水産の一部事業を除き、パートタイマー等にも適用されます。保険料は全額事業主の負担です。

✚ 雇用保険

雇用保険に関しては、次の条件を全て満たす者はパートタイマー等であっても一般被保険者となります。保険料は、被保険者負担分を賃金から控除します。(平成22年4月1日以降実施)

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上雇用される見込みがあること。

具体的には、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- * 期間の定めがなく雇用される場合
- * 雇用期間が31日以上である場合
- * 雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合
- * 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合

※当初の雇入時には31日以上雇用されることが見込まれない場合であってもその後、31日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から雇用保険が適用されます。

なお、週40時間の労働時間で契約している場合は、31日以上雇用される見込がなくても雇用保険の被保険者となります。

✚ 健康保険・厚生年金

健康保険・厚生年金保険に関しては、次の条件をすべて満たす者はパートタイマー等であっても原則として、社会保険の加入義務が生じます。

- ① 1日又は1週間の所定労働時間および
- ② 1ヵ月の所定労働日数が、通常の社員のおおむね4分の3以上

例えば・・・

正社員の1日の所定労働時間が8時間、完全週休2日制の会社の場合、その会社で働くパートタイマーが1日6時間、1ヵ月の所定労働日数が16日以上の場合、①②の両方の要件を満たしますので、社会保険の被保険者となります。

✚ 介護保険

健康保険の被保険者に該当する40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となるため、健康保険料と合わせて、介護保険料の被保険者負担分を賃金から控除します。

✚ 労働保険の年度更新

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」の総称です。労働保険制度においては、原則として労働者を1人以上雇用する事業主は、すべて労働保険に加入することとなっています。

加入事業主は年に一度、前年度の確定保険料申告及び当年度の概算保険料申告と納付並びに一般拠出金の納付を行うことになります。

今年も平成23年度確定保険料及び平成24年度概算保険料の年度更新時期となりました。本年度においては、6月1日から7月10日までが申告・納付期間となります。

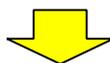
年度更新に必要な書類は、5月末頃に労働局より定形外封筒により事業主の方へ郵送される予定です。同封されているお知らせやパンフレットなどをご覧いただき、期間内に申告・納付を済ませましょう。

- ✧ 当事務所に委託されている事業所様は近日中に労働局から送られてくる書類、会社の印鑑及び、昨年4月から今年3月までの賃金台帳等をご準備ください。

なお、平成24年4月1日から、雇用保険率が下記のとおり変更になっています。給与計算ご担当者、予算を担当されている経理の方は料率が変わりましたのでご注意ください。

<改定前> (平成23年度確定保険料の計算に使用)

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産 清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000



<改定後> (平成24年度概算保険料の計算に使用)

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産 清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000